

正 誤

ページ 行 誤 正

平成二十年五月二日（台外第九十一号）公布政  
令第百七十号（犯罪被害者等給付金の支給等に關  
する法律の一部を改正する法律の施行に伴う關係  
政令の整備等に関する政令）

（印刷誤り）

二九上 八 未滿

” ” 一五 未滿

” ” 一六

令和六年三月二十九日文科科学省告示第四十四  
号（大学設置基準第三十九条第一項に規定する医  
学又は歯学に関する学部の研究に必要な病院  
の機能が確保される場合について定める件の一部  
を改正する告示）

（原稿誤り）

七四 一 第二号

第一号